

神奈川県総合計画審議会計画推進評価部会の設置及び運営に関する要綱

(設置)

第1条 神奈川県総合計画審議会規則（昭和29年神奈川県規則第10号）第7条の規定に基づき、神奈川県総合計画審議会計画推進評価部会（以下「部会」という。）を設置する。

(構成)

第2条 部会は、審議会の委員及び特別委員のうちから審議会の会長が指名した者をもって構成し、その定数は20人以内とする。

(所掌事項)

第3条 部会は、総合計画の推進に関し、次に掲げる事項について調査検討し、その結果等を部会長が審議会に報告するものとする。

- (1) 総合計画の実施状況の総合評価に関すること。
- (2) 社会経済情勢の変化等によって生じた新たな政策課題に関すること。
- (3) 総合計画の実施に際しての県民への情報提供と参加の状況に関するこ
と。
- (4) その他、総合計画推進上必要な事項に関すること。

(会議)

第4条 部会の会議は、必要のある都度部会長が招集する。

2 部会長は、部会の所掌事項に関する者の出席を求めることができる。

附 則

- 1 この要綱は、昭和62年11月28日から施行する。
- 2 神奈川県総合計画審議会アセスメント部会の設置等に関する要綱（昭和58年12月10日施行）は廃止する。

附 則

この要綱は、平成9年8月26日から施行する。